

社会福祉法人倉敷にじの里 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人倉敷にじの里（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等は明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、社会福祉法人倉敷にじの里定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。